

重 要

令和2年度後期分被災等を申請事由とする授業料免除について (本科4, 5年生, 専攻科生対象)

1. 対象者 (次のいずれかに該当していること)

- ① 学生の学資を主として負担している者が、後期分授業料納付期限前6か月以内に死亡し、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
- ② 学生若しくは学生の学資を主として負担している者が、後期分授業料納付期限前6か月以内に風水害等の災害※を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

※災害等には新型コロナウイルス感染症の影響を含みます

2. 申請書類配付

9月7日(月)から10月2日(金)まで学生課学生支援係の窓口で配付

申請期限日まで配付しますが、書類取得日に限らず、申請期限は下記3のとおりです

3. 申請書類受付

10月2日(金) 17時まで (期間厳守)

受付場所：学生課学生支援係の窓口 (配付場所と同じ)

申請書類は、学級担任(専攻長)に確認印を押してもらった後に学生課学生支援係へ提出すること

4. 留意事項

- ① **免除不許可となり免除されない場合がある**。また、半額免除となる場合がある。
- ② 審査のうえ、免除許可又は不許可を、申請者本人へ文書で通知する。
- ③ 免除不許可となった場合は当該授業料の全額を、半額免除となった場合は当該授業料の半額を指定の方法で納付しなければならない。
- ④ 申請に際しては、事実を正確に記載すること。
- ⑤ **上記3に定める申請期間以外の申請は一切認められないので、申請に際しては、申請期間に十分留意すること。**
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響で各手続きが間に合わない、できないという場合は、学生支援係に相談してください。相談は電話でもかまいませんので間に合わない、できないと思った時点で速やかに連絡してください。

以上

令和 2年 9月

(担当:学生課学生支援係 電話:018-847-6020(平日9:00~16:00))